

第 217 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 7 月 11 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

217 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和5年7月11日(火) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和5年7月11日(火) 午後2時23分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(14人)

会長	4番	中村文男	
会長職務代理	9番	川守田雄一	
委員	1番	佐々木正義	3番 夏坂元一朗
	5番	夏堀健一	6番 梅内道子
	7番	山田憲幸	8番 堀内重男
	10番	佐々木一雄	14番 高橋勝敏
	15番	河守田雄一	16番 工藤信仁
	2番	石橋薫	11番 佐々木徳志
	12番	三浦恵美子	13番 赤石敏文

5. 欠席委員(4人)

6. 会議書記

事務局長	野月正治
総括主査	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第4号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第5	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7	議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 1 番 佐々木 正義 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 217 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、2 番 石橋 薫 委員・11 番 佐々木 徳志 委員・12 番 三浦 恵美子 委員・13 番 赤石 敏文 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 12 名で、委員定数に達しておりますので、第 217 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 4 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 佐々木 正義 委員 3 番 夏坂 元一朗 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 4 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査

佐藤 総括主査	報告第4号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和5年6月9日、土地の引き渡しの時期は令和5年6月10日で、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第5 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第11号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は5件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 横町 政治 調査員
横町 調査員	3番 横町から説明いたします。 去る7月3日、佐々木正義農業委員と南部町役場2階相談室において、議案第11号と12号について、調査を行いましたので説明します。 議案第11号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号1番から番号4番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号5番の申請理由は、親から贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第11号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

佐藤 総括主査	次に、日程第6 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第12号について、説明いたします。 農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 横町 政治 調査員
横町 調査員	議案第12号について、農地法第5条第2項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は議案書に記載のとおりです。 番号1番の申請理由は申請者が申請地を借り受けて太陽光発電設備を建設し売電するため転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第12号について、補足いたします。 番号1番の申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で剣吉駅から北東に約360mに位置し、申請地の北側と南側は農地、西側は県道155号を挟んで宅地、東側は青い森鉄道の線路となっております。 農地区分については、「鉄道の駅の周囲おおむね500m以内の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。 申請人は太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。非農地及び第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請は、やむを得ないものであると思われます。 なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われます。 第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。

議 長	議案第 12 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第 13 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、26 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 2,053 円です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 2,631 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,316 円です。 番号 4 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,594 円です。 番号 5 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,693 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,773 円です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,861 円です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 9 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,905 円です。 番号 10 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,107 円です。

	番号 11 番の利用目的は樹園地、期間は 7 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,421 円です。 番号 12 番の利用目的は畑、期間は 9 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 933 円です。 番号 13 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 14 番の利用目的は田と畑、期間は 4 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 15 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 16 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 17 番の利用目的は田、期間は 7 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,933 円です。 番号 18 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,912 円です。 番号 19 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,938 円です。 番号 20 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,940 円です。 番号 21 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,958 円です。 番号 22 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,972 円です。 番号 23 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,976 円です。 番号 24 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,987 円です。 番号 25 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,998 円です。 番号 26 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 13 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 217 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 23 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 7 月 11 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....